

高松港・坂出港港湾脱炭素化推進協議会 運営方針

1. 本運営方針は、高松港港湾脱炭素化推進協議会（以下「高松港協議会」という。）と坂出港港湾脱炭素化推進協議会（以下「坂出港協議会」という。）の運営について定めるものである。
2. 高松港協議会と坂出港協議会は、両港の果たすべき役割と連携を踏まえ、効果的・効率的な脱炭素に関する協議を進めるものとし、香川県土木部港湾課及び坂出市からなる共同事務局で協議会の運営に関する事務を行う。

本運営方針は、令和5年8月28日から適用する。